

警報発令時の登校について

台風等に伴う特別警報及び暴風警報等が発令された場合の登校について、下記の通りお知らせします。各家庭におかれましては、お子たちと一緒に十分ご確認くださいますよう、よろしくお願ひします。

京都市に「**暴風警報**」が発令されたとき（★その他の警報では平常通り授業）

1. 午前 7時までに解除になった場合……………平常授業
2. 午前 9時までに解除になった場合……………午前10時45分から授業
3. 午前11時までに解除になった場合……………午後 1時50分から授業（給食中止）
4. 午前11時現在、暴風警報が発令中の場合……臨時休校



※「大雨警報」「洪水警報」などが発令されていても、「暴風警報」が発令されていない場合は、平常通り授業を行います。

※上記2、3、4の発令が木曜日だった場合、『木曜校時』で授業を行いますので、午後 1時30分から授業を開始します。

※登校は集団登校です。下記の時間帯にいつもの集合場所に集合させてください。

- (1) 午前 7時までに解除 … 午前 8時集合（いつも通り）
- (2) 午前 9時までに解除 … 午前10時集合
- (3) 午前11時までに解除 … 午後 1時集合

※登校前に「暴風警報」が発令されている場合は解除されるまで自宅で待機し、テレビ・ラジオ等の報道に注意していただき、上記に応じて登校させるようにしてください。

京都市に「**特別警報**」が発令されたとき

◆午前(深夜)0時までに解除・・・午後1時50分から授業（午後1時30分登校、給食は中止）

◆午前(深夜)0時現在発令中・・・その日は臨時休校

例) 7月9日(月) 午後11時に解除された場合は、翌10日(火)は、午後1時50分から授業
7月9日(月) 午後11時に発令中で、翌10日(火)午前1時に解除された場合でも、10日(火)
は臨時休校。翌11日(水)は、午後1時50分から授業（午後1時30分登校、給食は中止）

○子ども達が登校する前に発令された場合

- ・自宅待機・・・その後特別警報が解除されても、暴風警報発令中は以下の規定に従ってください。

○子ども達が学校にいる時に発令された場合

- ・解除されるまで学校待機
(ただし、保護者の方が迎えに来られた場合は、状況に応じて子ども達を引き渡します。)

※特別警報とは

特別警報が発令される時は、その地域が数十年に一度くらいの非常に危険な状況にあります。
ただちに命を守る行動をとらなければなりません。

台風や暴風・大雨等のとき、以下のことは必ず守ってください！

○河川・湖・海には絶対に近づかない！ ○無用な外出はしない！

何か困ったことが起こったら、警察・学校へ連絡しましょう。

山科警察	575-0110	第二児童相談所	612-2727
醍醐西小学校	571-0221	醍醐交番	571-0132